

「人権に関する県民意識調査」

皆様方には、平素から県政の推進に種々ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、平成14年(2002年)に「山口県人権推進指針」を策定し、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現」をめざして様々な取組を行っているところですが、このたび、人権に関する今後の取組を推進していく上での参考とさせていただきますため、「人権に関する県民意識調査」を実施し、人権に関するご意見やご要望をお聞かせいただくこととしました。

この調査は、20歳以上の県内居住者の中から、4,000人を無作為に抽出し、そのお一人として、あなたにこの調査票をお送りさせていただきましたが、この調査は無記名で回答いただき、その結果はすべて統計的に処理されますので、あなたのお名前や回答の内容が外部に漏れることは一切ありません。

また、調査目的以外には一切使用しませんので、日頃のお考えを率直にご記入くださるようお願いいたします。

お忙しいところ、誠に恐縮ですが、この調査についてご理解いただき、何とぞご協力くださいますようお願い申し上げます。

— 山 口 県 —

記入上のお願ひ

- この調査票は、お送りした封筒に書かれてあるあて名のご本人が記入してください。(ご本人による記入が困難な場合は、御家族などがご本人から聞き取って代筆して下さるようご協力をお願いします。)
なお、筆記用具の種類は何でも結構ですが、蛍光ペンや薄い色の色鉛筆などは避けてください。
- お答えは、あなたご自身の判断で記入し、あなたの考え、またはあなたの考えに近いものにあてはまる番号の口に✓をしてください。
なお、「その他(具体的に: _____)」とあるものを選んだ場合には、下線が引かれた場所に、その内容を記入してください。
もし、あなたのお考えに近い答えがない場合は、空欄のまま、次の質問に移ってください。
- お答えの✓印の数(ご回答していただく数)は、各質問ごとに指示してあります。
なお、✓印の場所を間違った場合には消しゴムや×印などではっきりと消して、あらためてお考えの箇所に✓印を付けてください。
- ご記入が終わりましたら、同封した返信用封筒にこの調査票を入れ、**9月30日(火)までに投函してください。(切手は不要です。)**
- この調査の内容でわからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

問合わせ先：山口県環境生活部人権対策室
担 当：末 岡
☎083-933-2810

【人権についての意識や考え方をおたずねします】

問1) あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。(✓は1つ)

- 1 知っている
- 2 知らない ⇒問2へお進みください

問1-2) 【問1で「1知っている」を選んだ人のみ、お答えください。】

憲法で保障されている基本的人権のうち、あなたが日常生活の中で、特に興味をもっているものはどれですか。(✓は3つまで)

- 1 自由権 (思想や学問の自由、信教の自由、言論や結社の自由、居住・移転・職業を選ぶ自由など)
- 2 平等権 (法の下での平等、男女両性の平等、選挙権の平等)
- 3 生存権 (健康で文化的な最低限度の生活を営む権利)
- 4 教育を受ける権利
- 5 仕事に就いて働く権利
- 6 働く人が、団結・団体交渉・団体行動する権利
- 7 政治に参加する権利 (選挙権、最高裁判所裁判官の国民審査など)
- 8 裁判を受ける権利
- 9 その他 (具体的に: _____)
- 10 わからない

問2) 山口県では、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するため、平成14年(2002年)3月に「山口県人権推進指針」を策定し、これに基づき人権諸施策を推進していますが、あなたはこの「山口県人権推進指針」を知っていますか。(✓は1つ)

- 1 知っている
- 2 知らない ⇒問3へお進みください

問2-2)【問2で「1知っている」を選んだ人のみ、次の(1)と(2)にお答えください。】

(1) あなたが、山口県人権推進指針を知ったきっかけは何からですか。
(√はいくつでも)

- 1 研修会・講習会
- 2 人権に関するイベント（人権フェスティバル等）
- 3 県・市町の広報紙
- 4 県・市町のホームページ
- 5 その他（具体的に：_____）

(2) 山口県人権推進指針について、どのように思いましたか。(√は1つ)

- 1 わかりやすい
- 2 共感できる
- 3 むずかしくてわかりにくい
- 4 もっと内容を充実すべき
- 5 その他（具体的に：_____）

問3) 今の山口県は、人権が尊重された県になっていると思いますか。あなたの気持ちに一番近いものをお答えください。(√は1つ)

- 1 そう思う
- 2 どちらともいえない
- 3 そうは思わない
- 4 わからない

問4) あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。
(√は1つ)

- 1 ある
- 2 ない ⇒問5へお進みください
- 3 わからない ⇒問5へお進みください

問4-2)【問4で「1ある」を選んだ人のみ、次の(1)と(2)にお答えください。】

(1) あなたが侵害されたと思った内容はどのようなものでしたか。
(✓はいくつでも)

- 1 名誉き損、侮辱
- 2 暴力・虐待(家庭内を含む)、脅迫、強要
- 3 公的機関や企業、団体による不当な扱い
- 4 社会福祉施設での不当な扱い
- 5 警察官による不当な扱い(犯罪や不法行為のぬれぎぬなど)
- 6 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不当な扱い)
- 7 地域や職場などでの仲間はずれ(他人からの悪口、かげ口など)
- 8 セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為
- 9 プライバシーの侵害
- 10 インターネットによる人権侵害
- 11 悪臭、騒音等の公害
- 12 その他(具体的に: _____)
- 13 なんとなく
- 14 答えたくない

(2) そのとき、あなたはどうされましたか。(✓はいくつでも)

- 1 黙って我慢した
- 2 相手に抗議した
- 3 親、きょうだい、子どもや親戚に相談した
- 4 自治会の役員や民生委員へ相談した
- 5 親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した
- 6 法務局や人権擁護委員に相談した
- 7 県や市町村の担当部署に相談した
- 8 弁護士に相談した
- 9 警察へ相談した
- 10 民間団体などに相談した
- 11 新聞などの報道機関等に相談した
- 12 その他(具体的に: _____)

【女性の人権についておたずねします】

問5) あなたは、女性に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- 1 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家事」など)をおしつけること
- 2 職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇
- 3 家庭内における配偶者に対する暴力(酒に酔ってなぐるなど)
- 4 職場におけるセクシャル・ハラスメント
- 5 売春・買春(援助交際を含む)
- 6 政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できない
- 7 内容に関係なく女性の水着姿、裸体等を使用した広告・雑誌や写真、アダルト(成人向け)ビデオ等
- 8 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 特にない
- 11 わからない

【子どもの人権についておたずねします】

問6) あなたは、子どもに関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- 1 成績だけを気にかけている保護者がいること
- 2 食事や健康管理など、養育に本気で取り組まない保護者がいること
- 3 大人(保護者)が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと
- 4 子どもの意見を受けとめないで自分の考えを押しつける大人(保護者)がいること
- 5 大人が子どもを1つの人格をもった人間として認めないこと
- 6 子どもに有害な情報(暴力的な漫画、性描写の雑誌など)があること
- 7 子ども間でいじめが行われていること
- 8 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 特にない
- 11 わからない

【高齢者の人権についておたずねします】

問7) あなたは、高齢者に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- 1 経済的に自立が困難なこと
- 2 働ける能力を發揮する機会が少ないこと
- 3 悪徳商法や財産侵害など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること
- 4 家庭において看護や介護をせずに、嫌がらせや虐待をすること
- 5 病院や養護施設において、嫌がらせや虐待をすること
- 6 高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること
- 7 高齢者の意見や行動を尊重しないこと
- 8 乗物、建物などでバリアフリー(高齢者や障害者などが、日常生活や社会生活を営む上でのさまざまな障害を取り除くこと)化が図られていないこと
- 9 アパートなどへの入居が、高齢者というだけで制限されること
- 10 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと
- 11 その他(具体的に: _____)
- 12 特にない
- 13 わからない

【障害のある人の人権についておたずねします】

問8) あなたは、障害のある人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- 1 障害のある人や障害について人々の理解が不足していること
- 2 働ける場所や機会が少ないこと
- 3 就職、職場で不利な扱いを受けること
- 4 結婚問題で周囲が反対すること
- 5 差別的な言動をすること
- 6 悪徳商法や財産被害など障害者が被害者となる犯罪が増加していること
- 7 アパートなどへの入居が障害者というだけで制限されること
- 8 スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと
- 9 施設等の受入れ体制が十分でないこと
- 10 交通機関、道路、店舗、公園などの利用が不便なこと
- 11 一般社会や施設内において、いじめや虐待にあうこと
- 12 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと
- 13 その他(具体的に: _____)
- 14 特にない
- 15 わからない

【同和問題についておたずねします】

問9) 山口県では、県民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発活動を推進していますが、あなたは、同和問題の解決に関して、現在、どのような問題があると思われますか。(✓は2つまで)

- 1 偏見が残っていること
- 2 差別的言動をすること
- 3 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと
- 4 結婚問題で周囲が反対すること
- 5 就職、職場で不利な扱いを受けること
- 6 えせ同和行為があること
- 7 その他(具体的に: _____)
- 8 特にない
- 9 わからない

問10) あなたは、同和問題の解決に必要なことはどのようなことだと思われますか。(✓は2つまで)

- 1 人権教育・啓発広報活動を推進する
- 2 県民の利用しやすい人権相談支援体制を充実する
- 3 えせ同和行為を排除する
- 4 人権問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる
- 5 その他(具体的に: _____)
- 6 特にない
- 7 わからない

【外国人の人権についておたずねします】

問1 1) あなたは、外国人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(√は3つまで)

- 1 言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと（嫌がらせを受けること）
- 2 住宅を容易に借りることができないこと
- 3 言葉が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと
- 4 結婚問題で周囲が反対すること
- 5 就職、職場で不利な扱いを受けること
- 6 選挙など、制度面での制約を受けること
- 7 病院や公共施設等に外国語による表示が少ないこと
- 8 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 9 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと
- 10 その他（具体的に： _____)
- 11 特にない
- 12 わからない

【感染症患者等（H I V感染者・患者等）の人権についておたずねします】

問1 2) あなたは、感染症患者等（H I V感染者・患者等）についてのことがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(√は3つまで)

- 1 治療や入院を断ること
- 2 治療による薬害の被害を被っていること
- 3 結婚問題で周囲が反対すること
- 4 就職、職場で不利な扱いを受けること
- 5 無断でエイズ検査をすること
- 6 差別的な言動をすること
- 7 アパート等の入居を拒否すること
- 8 ホテル等での宿泊や飲食店への入店などを拒否すること
- 9 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと
- 10 その他（具体的に： _____)
- 11 特にない
- 12 わからない

【ハンセン病問題（ハンセン病患者・元患者等）についておたずねします】

問13) あなたは、ハンセン病問題（ハンセン病患者・元患者とその家族）についてのことがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。（√は2つまで）

- 1 ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと
- 2 差別的な言動をすること
- 3 ふるさとへの帰郷の問題等地域社会での理解が十分でないこと
- 4 アパート等の入居を拒否すること
- 5 ホテル等での宿泊や飲食店への入店などを拒否すること
- 6 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと
- 7 その他(具体的に： _____)
- 8 特にない
- 9 わからない

【罪や非行を犯した人の人権についておたずねします】

問14) あなたは、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会の一員として立ち直ろうとする場合、どのような問題があると思われますか。（√は2つ）

- 1 更正した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること
- 2 就職、職場で不利な扱いをすること
- 3 アパート等の入居を拒否すること
- 4 結婚問題で周囲が反対すること
- 5 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 6 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと
- 7 その他(具体的に： _____)
- 8 特にない
- 9 わからない

【その他の人権についておたずねします】

問15) あなたは、プライバシーの保護に関することから、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- 1 個人情報の不正な取扱いや信用情報、顧客データ等を盗用・横流し・流出(紛失)すること
- 2 知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けること
- 3 インターネットを介して大量の個人情報が流出する事件が多発していること
- 4 インターネットの掲示板への書き込みや電子メールの書き込み
- 5 自分や家族のことについて、他人に言いふらされること
- 6 就職や結婚などの際に、企業や調査機関等から調査されること
- 7 役所への届出等で、直接関係のないことを書かされたり聞かれたりすること
- 8 公的機関や企業において、自分に関する情報や資料を見せてもらえないこと
- 9 事件や事故など関係者のプライベートな情報を公開すること
- 10 その他(具体的に: _____)
- 11 特にない
- 12 わからない

問16) 「インフォームド・コンセント」(治療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療をすること。)が患者の権利として重視されていますが、あなたがこれまでに受けた医療機関の対応は、次のうちどれに近いですか。(✓は1つ)

- 1 本人又は家族に対して十分な説明を受けた
- 2 本人又は家族への説明がやや不十分であった
- 3 本人又は家族への説明に対して不満を感じた
- 4 特に説明を受けたことはない
- 5 その他(具体的に: _____)
- 6 わからない、覚えていない

問17) あなたは、犯罪被害者についてのことがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- 1 犯罪行為によって、精神的なショックを受けること
- 2 犯罪行為によって、経済的負担を受けること
- 3 事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること
- 4 警察に相談しても、期待どおりの結果が得られないこと
- 5 捜査や刑事裁判において、精神的負担を受けること
- 6 刑事裁判手続きに、必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと
- 7 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること
- 8 犯罪被害者に対して、職場・同僚・学校関係者などの十分な理解が得られないこと
- 9 捜査機関からの犯罪に関する情報提供がなされないこと
- 10 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと
- 11 その他(具体的に: _____)
- 12 特にない
- 13 わからない

【山口県の人権に関する取組についておたずねします】

問18) 山口県では、「山口県人権推進指針」に基づき、人権に関する施策を総合的に推進していますが、あなたは、これまでに県又は市町が実施した次のような行事(イベント・研修会等)に参加したり、人権問題に関連した記事等を見たり読んだりした経験がありますか。(✓はいくつでも)

- 1 人権ふれあいフェスティバル等のイベント
- 2 研修会、講演会等
- 3 県や市町の広報紙、パンフレット
- 4 新聞
- 5 テレビ・ラジオスポット
- 6 人権啓発映画、ビデオ
- 7 街頭啓発活動
- 8 展示物(ポスターやバス車体広告、JR列車内や駅舎広告等)
- 9 官公庁における懸垂幕・横断幕
- 10 県や市町のホームページ
- 11 その他(具体的に: _____)
- 12 特にない
- 13 わからない。

問19) あなたは、今後、人権に関する取組として、どのような条件整備に力を入れていけばよいと思われますか。(✓は3つまで)

- 1 県民の人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動を推進する(イベントや講演会、映画会の開催など)
- 2 人権に配慮した行政の推進を図る(人権尊重の視点からの業務の点検、見直し、適正な情報公開など)
- 3 公的機関や企業などの職場での人権研修の充実を図る
- 4 学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る
- 5 公民館などの学習会場や学習機器の整備を行い、地域社会における人権教育の充実を図る
- 6 相談機関等の情報提供など、家庭における人権教育への支援の充実を図る
- 7 県民の自主的な人権学習会について、資料や文献、視聴覚教材等の支援と広報宣伝活動の充実を図る
- 8 県民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 特にない
- 11 わからない

問20) あなたは、人権に関わる課題として、今後、「山口県人権推進指針」にどのような問題を盛りこむ必要があると思われますか。(✓はいくつでも)

- 1 ストーカー等に関する問題
- 2 環境に関する問題
- 3 自己決定権(個人が自分の生き方などについて自由に決定する権利)に関する問題
- 4 性同一性障害や性的指向に関する問題
- 5 フリーターなど非正規雇用に関する問題
- 6 その他(具体的に: _____)
- 7 特にない
- 8 わからない

最後に、あなたご自身のことについておたずねします。今までお答えいただいた結果を統計的に集計・分析するために必要ですので、ご回答をお願いします。

○ あなたの性別は (√は1つ)

- 1 男
- 2 女

○ あなたの年齢は(平成20年(2008年)9月1日現在の満年齢)(√は1つ)

- 1 20～29歳
- 2 30～39歳
- 3 40～49歳
- 4 50～59歳
- 5 60～69歳
- 6 70歳以上

○ あなたのご職業は (√は1つ)

- 1 農林業者(家族従事者も含む)
- 2 漁業者(家族従事者も含む)
- 3 企業の経営者・自営業者(家族従事者も含む)
- 4 民間の企業や工場・商店などに勤める人
- 5 学校の教職員(大学・短大・専門学校・幼稚園・保育所を含む)
- 6 医療・保健・福祉関係者(医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・介護福祉士など)
- 7 学校・医療関係以外の公務員
- 8 その他の専門職・自由業(弁護士・公認会計士・宗教家・芸術家・各種師匠など)
- 9 臨時職員やパート等
- 10 主婦(夫)(専ら家事・育児をしている人)
- 11 学生
- 12 その他(無職など、上記以外の人)

○ あなたのお住まいは(平成20年(2008年)9月1日現在のお住まい)(√は1つ)

- 1 下関市
- 2 宇部市
- 3 山口市
- 4 萩市
- 5 防府市
- 6 下松市
- 7 岩国市
- 8 光市
- 9 長門市
- 10 柳井市
- 11 美祢市
- 12 周南市
- 13 山陽小野田市
- 14 周防大島町
- 15 和木町
- 16 上関町
- 17 田布施町
- 18 平生町
- 19 阿武町
- 20 阿東町

～ 最後までご協力ありがとうございました ～

同封の返信用封筒にて

9月30日(火)まで

にご投函くださいますようお願いいたします。